

9 . 災害等発生時の連絡体制

(1) 安否確認等

各議員は、議会BCPが対象とする災害等が発生したときはグループウェア等により自身の安否、居所、連絡先及び参集の可否等を送信する。なお、インターネットや携帯電話等の使用が制限され、もしくは使用不能の場合は、固定電話又はFAX等を使用し、議会事務局まで連絡するものとする

議会事務局 電 話：04 - 2998 - 9256
FAX：04 - 2998 - 9222
メール：a9256@city.tokorozawa.lg.jp

(2) 災害対策会議からの情報提供（災害発生時・感染症流行時 共通）

災害対策会議からの情報提供については、全議員配付資料としてグループウェア等により提供する。

携帯電話やインターネットを通じた通信以外に固定電話・FAX等も使用できない場合は、災害用伝言ダイヤル『171』等の利用も含め、通信手段の確保に努める。